

01 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保（パートタイム労働者のタイプについて）

○均等・均衡待遇の確保の促進（改正パートタイム労働法施行前）

タイプ区分	職務の内容 (業務内容及び責任の程度)	人材活用の仕組みや運用など (人事異動等(転勤、職務内容・配置の変更)の有無及び範囲)	契約期間	賃金		教育訓練		福利厚生	
				職務関連賃金(基本給・賞与・役付手当等)	左以外の賃金(退職手当・家族手当・通勤手当等)	職務遂行に必要な能力を付与するもの	左以外のもの(キャリアアップのための訓練等)	給食施設・休憩室・更衣室	左以外のもの(慶弔休暇、社宅の貸与等)
タイプ1 通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者	同じ	全雇用期間を通じて同じ	無期又は反復更新により無期と同じ	◎	◎	◎	◎	◎	◎
タイプ2 通常の労働者と職務の内容と人材活用の仕組みや運用などが同じパートタイム労働者	同じ	一定期間は同じ	—	□	—	○	△	○	—
タイプ3 通常の労働者と職務の内容が同じパートタイム労働者	同じ	異なる	—	△	—	○	△	○	—
タイプ4 通常の労働者と職務の内容も異なるパートタイム労働者	異なる	—	—	△	—	△	△	○	—

◎…パートタイム労働者であることによる差別的取扱いの禁止（義務）

○…実施義務・配慮義務

□…同一の方法で決定する努力義務

△…職務の内容、成果、意欲、能力、経験等を勘案する努力義務

○均等・均衡待遇の確保の促進（改正パートタイム労働法施行後（平成27年4月1日～））

＜短時間労働者の待遇の原則＞

パートタイム労働者の待遇について、通常の労働者の待遇との相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

タイプ 区分	職務の内容 (業務内容及び 責任の程度)	人材活用の仕組 みや運用など (人事異動等(転 勤、職務内容・配 置の変更)の有無 及び範囲)	賃金		教育訓練		福利厚生	
			職務関連賃 金(基本給・ 賞与・役付手 当等)	左以外の賃 金(退職手 当・家族手 当・通勤手 当等)	職務遂行に必 要な能力を付 与するもの	左以外のもの (キャリアア ップのための 訓練等)	・給食施設 ・休憩室 ・更衣室	左以外のもの (慶弔休 暇、社宅の貸 与等)
タイプ1 通常の労働 者と同視す べきパート タイム労働 者	同じ	同じ	◎	◎	◎	◎	◎	◎
タイプ2 通常の労働 者と職務の 内容が同じ パートタイ ム労働者	同じ	異なる	△	—	○	△	○	—
タイプ3 通常の労働 者と職務の 内容も異な るパートタ イム労働者	異なる	—	△	—	△	△	○	—

◎…パートタイム労働者であることによる差別的取扱いの禁止（義務）

○…実施義務・配慮義務

△…職務の内容、成果、意欲、能力、経験等を勘案する努力義務